令和７年第２回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説 明 順

１　議案第56号　（降壇）

２　報告第２号～報告第４号　（降壇）

３　議案第54号～議案第55号、
　　議案第57号～議案第61号　（降壇）

令和７年６月２日提出

伊佐市長

令和７年第２回伊佐市議会定例会の開会にあたり、先に議案第56号「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

今回の補正は、年度内に事業が完了する見込がないため、地域おこし協力隊への定住支援補助に要する経費について、明許繰越による繰越しの措置を講じたものであります。

本件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、議案１件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

――― 降　壇 ―――

報告第２号から報告第４号までについて説明申し上げます。

まず、報告第２号の「専決処分の報告」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第１項の規定により、市長の専決事項に指定された１件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第２項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、姶良市船津238番地２付近の県道上り坂において、相手方が自転車を降りて押していたところ、後方から追い抜こうとした市職員が運転する公用車の左側面と相手方の自転車の右ハンドル及び右ペダルが接触し、相手方の自転車を破損させたものであります。

損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失割合は、市を100パーセントとし、相手方に５万３千円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第３号「令和６年度伊佐市一般会計予算継続費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新庁舎建設事業の令和６年度の執行残額４億5,869万円を令和７年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第１項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第４号「令和６年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、地域おこし協力隊活動事業ほか20事業の総額４億7,081万７千円のうち２億5,256万円を令和７年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

以上で報告３件の説明を終わります。

――― 降　壇 ―――

議案第54号、議案第55号及び議案第57号から議案第61号までについて説明申し上げます。

まず、議案第54号、議案第55号及び議案第57号の「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第54号は、「伊佐市税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和７年３月31日に公布されたことに伴い、軽自動車税種別割の車両区分の見直しなどの所要の改正を行ったものであります。

議案第55号は、「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」が令和７年３月31日に公布されたことに伴い、課税限度額の引上げ、減額措置に関する軽減判定所得の基準額の見直しに係る所要の改正を行ったものであります。

議案第57号は、「令和７年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、令和６年度の精算に伴い、国特別調整交付金が交付見込額を下回ったため、会計年度の経過後に歳入が歳出に対して300万円不足することが見込まれましたので、地方自治法施行令第166条の２の規定により、その歳入不足額を令和７年度の財源をもって充当するた

め、繰上充用金300万円を追加する措置を講じたものであります。

その財源といたしましては、令和７年度県補助金のうち保険給付費等交付金を充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,240万円とするものであります。

これら３件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したもので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第58号「令和７年度伊佐市一般会計補正予算（第１号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新庁舎建設に伴う来庁者用駐車場の整備に要する経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、新庁舎建設に伴う来庁者用駐車場の整備に要する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、食育推進計画の策定に伴う経費について新たに措置し、土木費につきましては、

木造住宅の耐震診断及び改修費用の補助に要する経費について追加の措置を講じております。

教育費につきましては、文部科学省の指定を受けたエネルギー教育支援事業の実施に要する経費について新たに措置したほか、文化会館の受変電設備等改修工事に要する経費について減額の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、雑入をもって充当し、市債について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億5,785万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億7,615万円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、非常備消防事業に明許繰越による繰越しの措置を講じ、債務負担行為において、文化会館受変電設備等改修工事について追加の措置を講じております。

また、地方債では、合併推進事業及び公共施設等適正管理推進事業について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第59号「伊佐市菱刈公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、菱刈公衆浴場の入浴料について、近隣の民間公衆浴場との均衡を図るため、所要の改正

を行うものであります。

次に、議案第60号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、初年度登録から25年を経過した第８分団宮人班及び第９分団曽木班の小型動力ポンプ積載車の更新に係る仮契約を、株式会社ナカムラ消防化学鹿児島営業所と５月12日に締結しましたので、地方自治法第96条第１項第８号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号「固定資産評価員の選任」について説明申し上げます。

本件につきましては、固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助させるため、税務課長である長浜哲郎（ながはまてつろう）氏を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案７件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

――― 降　壇 ―――